

裁量階層対象世帯	提出する書類
入居している方がすべて 60 歳以上の世帯	住民票
入居している方が 60 歳以上と 18 歳未満からなる世帯	
小学校就学前の子どもがいる世帯	
入居している方の中に次に該当する方がいる世帯 ・ 身体障害者手帳（1～4 級） ・ 戦傷病者手帳（特別項症～第 6 項症、第 1 款症） ・ 療育手帳（A1、A2、B1） ・ 精神障害者保健福祉手帳（1～2 級） ・ 原子爆弾被爆者として厚生大臣に認定されている方	・ 身体障害者手帳の写し ・ 戦傷病者手帳の写し ・ 療育手帳の写し ・ 精神障害者保健福祉手帳の写し ・ 医療特別手当証明の写し